

[事案 2019-61] 遡及契約請求

・令和元年9月12日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社から新商品発売の案内が無かったことを理由に、過去に遡っての保険契約成立を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に契約可能年齢を超えていることを理由に契約を拒否された就業不能保険について、数年前の発売当時、その案内が保険会社から無かったため、申込みを行う機会を失ったことから、発売当時に遡って保険契約を成立させてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険商品の加入を希望する場合は、当社所定の方法を通じて申込みを行う必要があるが、申立人は、本保険商品に関し、申込みを行っていない。
- (2) 本保険商品の発売の案内は当社から既契約者に対して一律に行われている。なお、新商品の販売開始に際し、当社が既契約者宛てに案内を行う義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が申立人に対して本保険商品の発売を案内していなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。